

大分県環境審議会 資料

(平成31年1月16日開催)

資料1	大分県環境審議会の概要	P 1
資料2	第3次大分県環境基本計画の実施状況	P 7
資料3	大分県環境マネジメントシステムの平成29年度実績	P 12
資料4	COP24の結果について	P 19
資料5	プラスチック資源循環戦略(案)の概要	P 23

大分県環境審議会の概要

1 根拠法等

- ・ 環境基本法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 自然環境保全法
- ・ 大分県環境審議会条例

2 目的

- ・ 県内の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。
- ・ 県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議をする。
- ・ 県内の自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- ・ 温泉法、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により権限が属する事項を調査審議する。

3 経緯

昭和41年	大分県公害対策審議会として発足
平成6年	大分県環境審議会となる
平成18年	大分県自然環境保全審議会と統合

4 構成

委員数	委員44名	特別委員5名
部会数	6部会	総合政策部会（担当課 うつくし作戦推進課） 水質部会（担当課 環境保全課） 自然環境部会（担当課 自然保護推進室） 温泉部会（担当課 自然保護推進室） 鳥獣部会（担当課 森との共生推進室） 環境緑化部会（担当課 森との共生推進室）

5 運営方法

大分県環境審議会運営要綱に規定し、部会での審議・決議を基本とする。

6 委員の任期

平成30年12月1日～平成32年11月30日（2年間）

7 審議会の庶務

生活環境部 うつくし作戦推進課が担当する。

○ 大分県環境審議会条例（平成6年大分県条例第15号）

（趣旨）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第2項並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定に基づき、環境基本法第43条第1項及び自然環境保全法第51条第1項の審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 審議会の名称は、大分県環境審議会とする。

（組織）

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（特別委員）

第4条 審議会に、委員とともに水質汚濁防止法第21条第1項の事務（以下「水質汚濁防止法の事務」という。）を行わせるため、特別委員若干人を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

（委員等の任期）

第5条 委員及び特別委員（以下この条において「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員（審議会が水質汚濁防止法の事務を行う場合にあつては、特別委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 特別委員は、水質汚濁防止法の事務を行う部会を置く場合には、前項の規定によって指名された委員とともに当該部会を組織するものとする。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

6 部会の会議は、会長が招集し、部会長が議長となる。

7 第5条第2項並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門委員)

第9条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取及び資料の提出の請求等)

第10条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(幹事)

第11条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、生活環境部において処理し、部会に関する庶務は、それぞれ関係の部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

大分県環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県環境審議会条例施行規則第4条の規定により、大分県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録)

第2条 審議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が指名した委員2人が署名するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 会議の経過及び議決の内容

(部会)

第3条 大分県環境審議会条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 水質部会
- 三 自然環境部会
- 四 温泉部会
- 五 鳥獣部会
- 六 環境緑化部会

2 部会の審議事項は別表の定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、2以上の部会を合同して開くことができる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

(諮問の付託)

第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項で定める審議事項については、会長の付託があったものとみなす。

(部会の決議)

第5条 部会の決議は、審議会の決議とする。ただし、必要に応じて、決議の内容を会長に報告する。

2 前項の決議を行った部会の部会長は、当該決議について、総合政策部会に報告するものとする。

(会長等への委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成7年3月22日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年2月4日から施行する。

この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全の基本的事項に関すること。 2 環境基本計画の策定、実施状況の点検・評価に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関すること。
水質部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関すること。 2 上乘せ排水基準の設定に関すること。 3 総量削減計画の策定に関すること。 4 総量規制基準の設定に関すること。 5 測定計画の策定に関すること。 6 指定湖沼の指定の申出等に関すること。 7 湖沼水質保全計画の策定に関すること。 8 指定湖沼の水質を保全するための規制基準の設定に関すること。 9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全計画の策定に関すること。
自然環境部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全法、大分県自然環境保全条例に定める県自然環境保全地域の指定等に関すること。 2 瀬戸内海環境保全特別措置法、大分県自然海浜保全地区条例に定める自然海浜保全地区の指定等に関すること。 3 自然公園法、大分県立自然公園条例に定める県立自然公園の指定、公園計画及び公園事業の決定等に関すること 4 前3号に掲げるもののほか、自然環境の保全にかかる重要事項に関すること。
温泉部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉を湧出させる目的で、土地を掘削使用とする場合の許可又は不許可の処分に関すること。 2 温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合の許可又は不許可の処分に関すること。 3 土地掘削等の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。 4 温泉源保護のため、温泉採取の制限を命ずること。 5 前各号に掲げるもののほか、温泉行政にかかる重要事項に関すること。
鳥獣部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣保護管理事業計画の樹立及び変更に関すること。 2 第1種特定鳥獣保護計画及び第2種特定鳥獣管理計画の樹立及び変更に関すること。 4 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限に関すること。 5 狩猟期間の延長に関すること。 6 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関すること。 7 鳥獣保護区の指定（拡張を含む。）に関すること。 8 特別保護地区の指定（拡張を含む。）に関すること。
環境緑化部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県緑化基本計画の策定に関すること。 2 県緑化地域の指定に関すること。

○ 委 員

(五十音順)

	氏 名	所 属 ・ 職 名 等
1	足 立 高 行	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長
2	安 達 由 美 子	祖峰婦人女性林研グループ会長
3	穴 井 豊 水	大分県樹苗生産農業協同組合代表理事副組合長
4	池 松 信 子	おおいた上野の森の会 代表
5	井 上 隆	NPO法人里山保全竹活用百人会 理事長
6	井 上 雅 公	(一社)大分県医師会常任理事
7	上 野 浩 光	新日鐵住金(株)執行役員 大分製鐵所長
8	内 田 健	弁護士
9	大 上 和 敏	大分大学教育学部教授
10	大 沢 信 二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授
11	海 原 明 子	NPO法人国東市手と手とまちづくり隊 副理事長
12	葛 西 満 里 子	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟連盟長
13	笠 木 梨 恵	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事
14	川 野 智 美	九重ふるさと自然学校代表
15	河 原 武	九州地方環境事務所統括自然保護企画官
16	北 崎 康 文	大分地方気象台長
17	衣 本 太 郎	大分大学理工学部准教授/減災・復興デザイン教育研究センター
18	久 壽 米 木 洋 子	大分県薬剤師会検査部長
19	上 月 明 美	別府温泉女将の会 副会長/おにやまホテル女将
20	小 斉 和 代	大分商工会議所女性会理事
21	後 藤 政 子	大分県商工会女性部連合会会長
22	斉 藤 功	大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座 教授
23	坂 本 和 隆	大分森林管理署長
24	重 本 悟	公益財団法人森林ネットおおいた理事長
25	須 賀 要 子	NPO法人アースデイ中津 理事長
26	高 見 大 介	日本文理大学工学部助教
27	高 見 徹	西日本工業大学工学部総合システム工学科教授
28	竹 村 恵 二	京都大学名誉教授
29	谷 上 和 年	日本野鳥の会大分県支部 支部長
30	塚 田 俊 三	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部客員教授
31	戸 高 壽 生	大分県森林組合連合会代表理事会 副会長理事
32	富 田 能 範	一般社団法人大分県猟友会会長
33	中 野 聖 子	大分県獣医師会/ファミリア動物病院 院長
34	永 野 昌 博	大分大学理工学部准教授
35	如 法 寺 晴 美	湯平温泉女将の会 会長/旅館 都屋
36	樋 口 虎 喜	大分県みどりの少年団育成連絡協議会副会長
37	姫 野 由 香	大分大学理工学部助教
38	藤 本 昭 夫	姫島村長
39	星 野 和 夫	株式会社マリーンプレス飼育部企画開発室リーダー
40	牧 野 直 樹	九州大学名誉教授
41	松 本 佳 織	弁護士
42	水 谷 ト シ エ	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会副会長
43	山 下 博 美	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部准教授
44	綿 末 し の ぶ	大分県環境教育アドバイザー/環境カウンセラー

○ 特別委員(水質部会:水質汚濁防止法関係)

	氏 名	所 属
1	下 條 龍 二	九州農政局生産部長
2	柳 生 勇	九州経済産業局資源エネルギー環境部長
3	藤 巻 浩 之	九州地方整備局企画部長
4	一 本 木 幹 雄	大分海上保安部長
5	浦 田 秀 年	九州産業保安監督部産業保安監督管理官

第3次大分県環境基本計画の概要

計画の性格・役割

環境基本法 大分県環境基本条例第9条

- 環境保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
- 県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画
- 「おおいたうつくし作戦」の推進基本プラン

目指すべき
環境の将来
像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画期間

○平成28年度～平成36年度(9年間)

(基本目標1) 豊かな自然との共生と 快適な地域環境の創造	(基本目標2) 循環を基調とする地域社会の構築	(基本目標3) 地球温暖化対策の推進	(基本目標4) 環境を守り育てる産業の振興	(基本目標5) すべての主体が参加する 美しく快適な県づくり
1 豊かな自然や生物多様性の保全 (1)自然公園等の保護・保全 (2)自然景観の保全と活用 (3)多様な生態系の保全 (4)森林の保全 (5)水辺の保全 (6)自然とのふれあいの推進と適正な利用	1 大気環境の保全 (1)大気環境保全対策の推進 (2)地域の生活環境保全対策の推進 2 水・土壌・地盤環境の保全 (1)水環境保全対策の推進 (2)豊かな水環境の創出 (3)土壌環境保全対策等の推進	1 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進 (1)温室効果ガスの排出抑制対策 (2)地域における地球温暖化防止活動の促進 (3)気候変動の影響を軽減するための取組(適応策)の推進	1 環境・エネルギー・ビジネスの拡大 (1)新エネルギーの事業化の支援 (2)循環型環境産業の育成	1 県民総参加による環境保全活動の推進 (1)地域活性化につながる環境保全活動の推進 (2)県・市町村の率先行動の推進
2 快適な地域環境の保全と創造 (1)ゆとりある生活空間の保全と創造 (2)美しい景観の形成 (3)身近な緑の保全と創造 (4)身近な水辺の創造 (5)農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生 (6)文化的遺産(文化財)の保存・活用・継承	3 化学物質等への環境保全対策 (1)環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進 (2)環境監視と調査研究の充実 (3)放射線の監視体制の充実 4 廃棄物・リサイクル対策 (1)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 (2)廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進 (3)バイオマス等の循環資源の利活用	2 エコエネルギーの導入促進 (1)エコエネルギーの導入支援 (2)エコエネルギーの普及啓発 (3)地域に配慮したエコエネルギー施設の設置 3 森林吸収源対策の推進 (1)森林の適正な管理・保全 (2)地域材の利用拡大	2 自然と共生する産業の促進 (1)農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全 (2)グリーンツーリズム等観光産業の振興	2 豊かな環境を守り育てる人づくり (1)環境教育・啓蒙を担う人材の育成と活用の促進 (2)あらゆる世代・層における環境教育の推進
3 温泉資源の保護と適正利用の推進 (1)温泉資源の保護 (2)多目的利用と温泉地づくり				

基盤的施策の推進(環境影響評価の推進、環境に配慮した取組の推進、公害紛争等の適正処理)

計画の進行管理

- 環境指標とその達成目標の設定、毎年度、進捗状況を把握・確認し検証
- 進捗状況の報告→環境施策への意見の反映
 - ・県議会
 - ・環境審議会、県民会議等
- 公表
 - ・環境白書、県ホームページ

第3次大分県環境基本計画の実施状況について(平成29年度)

「第3次環境基本計画」は、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として、その目標を環境の面から具体化するもので、「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置付けており、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、その達成のため5つの基本目標を掲げ、各部署が連携しながら環境関連事業を展開しています。

平成29年度においては、「おおいたうつくし作戦」をはじめとする様々な環境施策を展開し、中でも、ひとつくりの視点においては、公民館や学校、企業への環境教育アドバイザーの派遣を実施し、環境教育参加者数は11,618人となるなど、県民の環境保全への意識が高まり、一定の成果を挙げました。

今後も、恵み豊かな自然環境を次世代に継承するため、持続可能な循環型社会の構築に向けて取組の一層の推進を図ってまいります。

計画に定めた環境指標の評価結果

区分	指標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目数	割合(%)	項目数	割合(%)	項目数	割合(%)
合計	50	34	68	11	22	5	10
基本目標1	16	12	75	2	12	2	12
基本目標2	17	8	47	8	47	1	6
基本目標3	6	5	83	0	0	1	17
基本目標4	6	5	83	0	0	1	17
基本目標5	5	4	80	1	20	0	0

○評価(達成・概ね達成・未達)の区分について

- ・「達成」 平成29年度の目標値を達成している場合
- ・「概ね達成」 平成29年度の目標値を90%以上達成している場合
- ・「未達」 平成29年度の目標値の90%未満である場合

環境指標一覧

基本目標 I 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造														
指標項目	単位	基準年度	実績値	達成率	評価	担当課	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
		H26	H29	H29	達成・概ね達成・未達				H26	H29	H29	達成・概ね達成・未達		
1 自然公園指導員の委嘱数	人	78	79	102.5%	達成	自然保護推進室	9 森林ボランティア活動への参加	人	12,902	13,300	13,320	100.2%	達成	森との共生推進室
2 景観行政団体	団体	13	18	88.9%	未達	都市・まちづくり推進課	10 人工海浜の箇所数	箇所	5	5	5	100.0%	達成	港湾課
3 NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	86	104.7%	達成	自然保護推進室	11 多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	23,400	23,345	99.8%	概ね達成	農村整備計画課
4 鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	100.0%	達成	森との共生推進室	12 中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	16,100	15,771	98.0%	概ね達成	地域農業振興課
5 災害に強い森林づくり実施面積(累計)	ha	99	210	87.1%	未達	森林整備室	13 漁場再生面積	ha	20,975	28,400	34,406	121.1%	達成	水産振興課
6 低コスト再造林面積	ha	466	700	130.6%	達成	森林整備室	14 国、県指定文化財数	件	894	910	920	101.1%	達成	文化課
7 ジオガイドの活動回数	回	14	84	177.4%	達成	自然保護推進室	15 県立歴史博物館、県立先哲史料館、埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	110	142	129.1%	達成	文化課
8 一人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.1 (H28)	101.5%	達成	公園・生活排水課	16 モニタリングを行う源泉数	個	16	24	29	120.8%	達成	自然保護推進室

基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築

指標項目	単位	基準年度 H26	実績値		達成率	評価 達成・概ね達成・未達成	担当課	指標項目	単位	基準年度 H26	目標値		実績値	達成率	評価 達成・概ね達成・未達成	担当課
			目標値 H29	H29							目標値 H29	H29				
17 PM2.5の環境基準達成日率	%	96.6	97.0	99.2	102.3%	達成	環境保全課	26 海岸清掃参加者数	人	14,128	21,600	14,884	68.9%	未達成	循環社会推進課	
18 光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.2	95.3	90.9	95.4%	概ね達成	環境保全課	27 レジ袋削減枚数(累計)	百万枚	522	768	749	97.5%	概ね達成	うつくし作戦推進課	
19 主要渋滞箇所対策を講じる箇所数(累計)	箇所	—	16	15	93.8%	概ね達成	道路建設課	28 ごみ総排出量	t	415,962 (H25)	397,470 (H28)	401,673 (H28)	98.9%	概ね達成	循環社会推進課	
20 道路交通騒音の環境基準達成率	%	94.3	94.5	97.2	102.9%	達成	環境保全課	29 一般廃棄物リサイクル率	%	20.3 (H25)	21.6 (H28)	20.4 (H28)	94.4%	概ね達成	循環社会推進課	
21 海域の環境基準達成率	%	66.7 (H25)	90.4	84.2	93.1%	概ね達成	環境保全課	30 産業廃棄物リサイクル率	%	64.0 (H25)	54.9 (H25)	64.0 (H25)	116.6%	達成	循環社会推進課	
22 河川の環境基準達成率	%	83.7 (H25)	93.0	97.7	105.1%	達成	環境保全課	31 産業廃棄物最終処分率	%	2.3 (H25)	2.1 (H25)	2.3 (H25)	90.5%	概ね達成	循環社会推進課	
23 生活排水処理率	%	72.3	76.4	75.8	99.2%	概ね達成	公園・生活排水課	32 廃棄物系バイオマス利用率	%	95.8 (H25)	97.2 (H28)	97.8 (H28)	100.6%	達成	農村整備計画課	
24 地下水水質調査地点数(累計)	地点	3,303	3,600	3,601	100.0%	達成	環境保全課	33 未利用バイオマス利用率	%	65.0 (H25)	68.5 (H28)	74.9 (H28)	109.3%	達成	農村整備計画課	
25 水環境保全活動団体数	団体	50	77	78	101.3%	達成	うつくし作戦推進課									

基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進										基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興														
指標項目	単位	基準年度 H26	目標値 H29	実績値 H29	達成率	評価 達成・概ね達成・未達	担当課	指標項目	単位	基準年度 H26	目標値 H29	実績値 H29	達成率	評価 達成・概ね達成・未達	担当課									
34	二酸化炭素排出量 (家庭、業務、運輸 部門合計)	千t -CO ₂	7,475 (H25)	7,200 (H27)	6,826 (H27)	105.5%	達成	うつくし作戦 推進課	42	大分県リサイクル認定 製品数(累計)	件	243	297	346	116.5%	達成	循環社会推進 課							
35	省エネ診断受診件 数(累計)	件	1,333	3,313	2,954	89.2%	未達	うつくし作戦 推進課	43	化学肥料の使用量	t	4,666 (H25)	4,566 (H28)	4,442 (H28)	102.7%	達成	地域農業 振興課							
36	エコアクション21登録 件数(累計)	件	39	84	85	101.2%	達成	うつくし作戦 推進課	44	農薬の使用量	t	1,248 (H25)	1,528 (H28)	1,142 (H28)	125.3%	達成	地域農業 振興課							
37	大分県ノーマイカー ウィーク年間モニター 事業所登録数	件	379	390	420	107.7%	達成	うつくし作戦 推進課	45	グリーンツーリズム宿 泊延べ人数	人泊	23,416	26,400	21,016	79.6%	未達	観光・地域 振興課							
38	エコエネルギー活用 率	%	62.0	72.2	85	117.7%	達成	新産業振興室	基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり							評価 達成・概ね達成・未達	担当課							
39	クリーンエネルギー 自動車の導入台数	台	45,430	68,401	79,198	115.8%	達成	新産業振興室								指標項目	単位	基準年度 H26	目標値 H29	実績値 H29	達成率	評価 達成・概ね達成・未達	担当課	
—	低コスト再造林面積	ha	466	700	914	130.6%	達成	森林整備室								46	県民一斉おおいだ うつくし大行動への 参加者数	人	354,556	369,000	372,337	100.9%	達成	うつくし作戦 推進課
								47								キャンドルナイトへ の参加施設数	団体	2,765	3,123	3,132	100.3%	達成	うつくし作戦 推進課	
								48								環境基本計画策定 市町村数	市町村	9	10	9	90.0%	概ね達成	うつくし作戦 推進課	
40	県支援による新工 業研究開発・事業化件 数(累計)	件	24	42	51	121.4%	達成	新産業振興室	49	環境教育参加者数 (累計)	人	63,082	84,000	93,060	110.8%	達成	うつくし作戦 推進課							
41	県支援による廃棄物 再生利用等施設導入 件数(累計)	件	25	43	50	116.3%	達成	工業振興課	50	大分県環境学習サイ トきらりんネット1年 間アンケート件数	件	7,154	8,200	9,673	118.0%	達成	うつくし作戦 推進課							
基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興										基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興														

大分県環境マネジメントシステムの平成29年度実績について

■大分県環境マネジメントシステムの概要

1 目的

県の事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、県独自のシステムを構築したものの。

2 運用開始 平成23年4月から

3 適用範囲 県全組織の全所属（各種委員会・病院局・企業局・教育委員会・警察本部含む）

4 導入経緯

県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、平成21年度まで環境負荷低減に取り組んできたが、その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築した。

5 具体的な取組 以下の5つの取組を一体的に実施、進行管理

(1) 対外的業務(環境施策の推進)

- ① 第3次環境基本計画の着実な推進
- ② 環境に配慮した公共事業の推進

(2) 対内的業務(エコオフィス活動の推進等)

- ③ 地球温暖化対策実行計画の推進
- ④ グリーン購入推進方針による物品調達
- ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務

(別紙1「大分県環境マネジメントシステムスキーム図」参照)

6 外部評価

このシステムの取組状況等について、専門的かつ客観的な評価及び透明性を確保するため、毎年1回環境審議会総合政策部会による外部評価を行う。

1 根拠 要綱第12条

2 評価内容 要綱第13条

- (1) 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等

前述の報告のとおり

- (2) 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数

別紙2のとおり

- (3) 大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づく温室効果ガス排出量の実績等

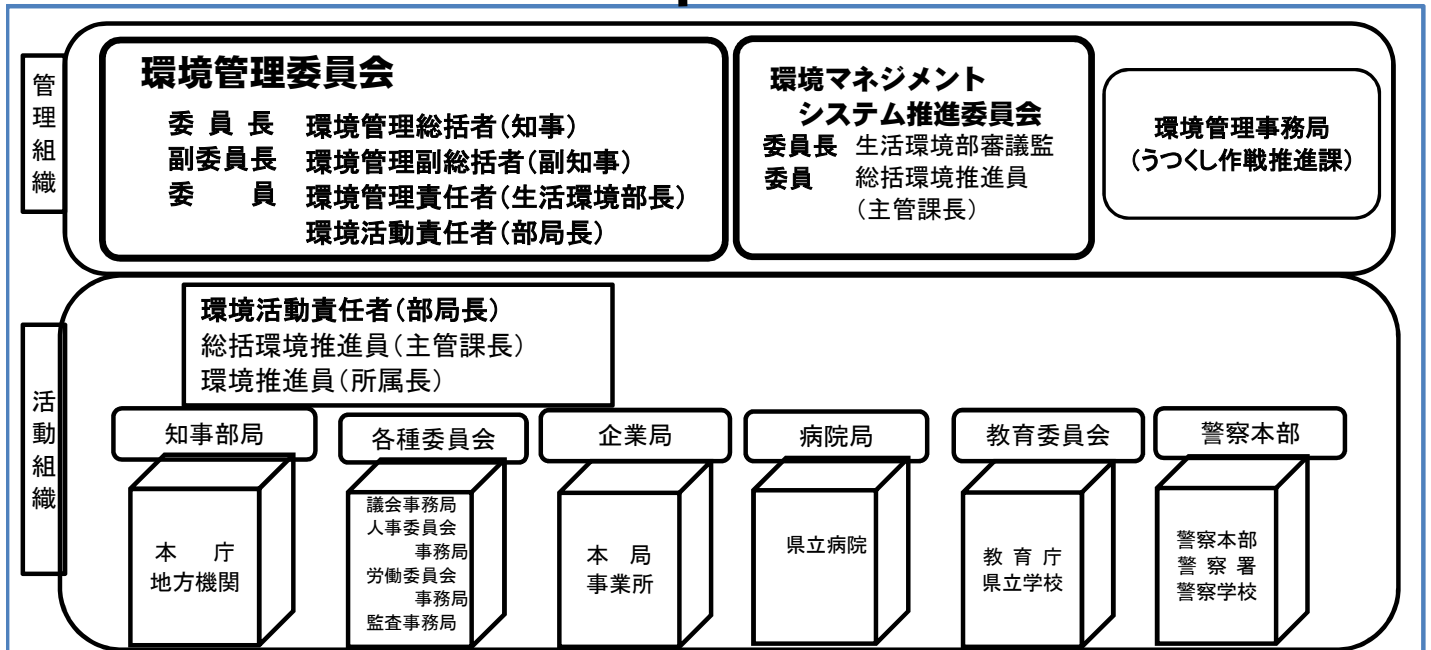
別紙3のとおり

- (4) 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等

別紙4のとおり

大分県環境マネジメントシステム（H23年4月稼働）

(EMS: Environmental Management System)



活動内容

対外的業務

環境関連施策の推進

- 第3次環境基本計画の着実な推進
- 環境に配慮した公共事業の推進
～環境アセスメント制度の推進等

取りまとめ ・点検

うつくし作戦推進課

工事技術管理室
建設政策課 等

対内的業務

エコオフィス活動の推進等

- 地球温暖化対策実行計画の推進
- グリーン購入推進方針による物品調達
- 環境法令を遵守した庁舎管理業務
～環境法令ガイドブックによる自主点検

取りまとめ ・点検

うつくし作戦推進課

外部評価

環境分野の有識者

環境審議会総合政策部会

研修

職員の環境保全意識の向上

職階別研修・職能別研修の実施

事業活動における主体的・継続的・組織的な環境負荷の低減

平成29年度環境影響評価（アセスメント）指導審査実績

平成30年3月31日現在

○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	[民間] 大分ウィンドファーム事業	エコ・パワー(株)	風力発電総出力 最大2.6万kW級	H30.3.30付けで準備書に対する知事意見発出
2	[民間] 大分・臼杵ウィンドファーム事業	関西電力(株)	風力発電総出力 最大3.2万kW級	H29.6.13付けで方法書に対する知事意見発出

○環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	[民間] 大分野津太陽光発電事業	株式会社ティーティーエス企画	土地改変の面積 75ha	H29.10.17付けで実施計画書に対する知事意見発出
2	[民間] (仮称) 国東風力発電事業	株式会社サン・アクセス	風力発電事業 7,480kW	H30.2.14付けで実施計画書提出
3	[民間] (仮称) 大分工場次期原料山開発事業	太平洋セメント株式会社	土地改変の面積 220ha	H30.3.9付けで計画段階環境配慮書提出

○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	国道197(鶴崎拡幅)道路改良事業	県	延長 2.8km	環境配慮調書受理 (H29.6.19)

○大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業

対象事業部局	事業の種類	事業件数
土木建築部	道路事業	10
合計	道路事業	10

大分県地球温暖化対策実行計画(第4期) に基づく温室効果ガス排出量の実績等

1 大分県地球温暖化対策実行計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県が率先して自らの事務事業について温室効果ガス排出量を削減し、県全体の排出量削減を一層推進する。

- ・第1期計画期間 平成12～16年度
- ・第2期計画期間 平成17～22年度
- ・第3期計画期間 平成23～27年度(基準年度:22年度、目標年度:27年度)
- ・第4期計画期間 平成28～32年度(基準年度:26年度、目標年度:32年度)

2 削減目標、目標年度排出量及び平成29年度実績

項目	単位	H26 (基準年度)	H28	H29			H32(目標年度)	
				実績	対基準年比	対前年比	目標値	対基準年比
温室効果ガス排出量	t-CO2	58,541	51,014	49,843	▲ 14.9 %	▲ 2.3 %	55,614	▲5%
電気	t-CO2	45,661	38,064	37,308	▲ 18.3 %	▲ 2.0 %	43,378	▲5%
使用量	千kwh	76,296	79,316	76,355	0.1 %	▲ 3.7 %	72,481	
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO2	6,043	6,511	6,329	4.7 %	▲ 2.8 %	5,741	
ガソリン	t-CO2	4,326	4,069	3,957	▲ 8.5 %	▲ 2.8 %	4,110	
その他(軽油等)	t-CO2	2,511	2,370	2,249	▲ 10.4 %	▲ 5.1 %	2,385	
コピー用紙の購入量 (県立学校除く)	千枚	82,172	76,735	75,785	▲ 7.8 %	▲ 1.2 %	69,846	▲15%
水の使用量	千m3	792	729	736	▲ 7.1 %	1.0 %	752	▲5%
可燃ごみの排出量	千kg	955	947	933	▲ 2.3 %	▲ 1.5 %	907	▲5%

契約業者	H26	H28	H29
九州電力	0.613	0.509	0.462
イーレックス	0.500	0.555	-
丸紅	0.389	0.411	-
みらい電力	-	0.379	0.401
F-Power	0.491	0.480	-
新出光	-	-	0.518
エネサーフ	-	-	0.493
ナンワエナジー	-	-	0.544
V-Power	-	-	0.464
新電力おおいた	-	-	0.358
パネイル	-	-	0.499

※電気使用量に係る排出係数

- ①温室効果ガス排出量－基準年比で14.9%減少
(理由) 基準年に比べ電気のCO2排出係数が改善したため
- ②コピー用紙の購入枚数－基準年比で7.8%減少
(理由) 両面印刷や、2in1印刷、裏紙利用の徹底など職員のコピー用紙削減意識の向上のため
- ③水の使用量－基準年比で7.1%減少
(理由) 自動水栓化及び節水意識の定着のため
- ④可燃ごみの排出量－基準年比で2.3%減少
(理由) ごみの分別意識の定着のため

大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績

1 目的

県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者のグリーン購入への転換を促す。

2 根拠

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月公布）
大分県グリーン購入推進指針（平成14年4月策定）（以下、「指針」という。）

3 取組

環境物品の選択に当たっては、価格や品質などに加え有害物質の使用が削減されていること、エネルギーの消費が少ないこと、さらにリサイクルされた部品や素材等を使用していることなど環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努める。

具体的には、指針に基づき毎年度重点的に調達すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進する。

4 平成29年度調達実績 90.11%（目標100%）

※ 詳細は次項を参照

グリーン購入推進方針による物品調達(平成29年度実績)

(単位:円)

大分類名	主な品目名	特定調達物品 等購入金額	物品等 購入金額	H29		参考 H28適合率
				適合率	前年比	
紙類	コピー用紙、ティッシュペーパー など	108,050,597	109,884,544	98.33	0.29	98.04
文具類		65,172,232	66,983,753	97.30	0.53	96.77
オフィス家具等	いす、机、棚、ホワイトボード など	41,181,594	42,766,340	96.29	▲ 1.53	97.82
OA機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジ など	60,961,560	63,367,498	96.20	0.11	96.09
移動電話	携帯電話	0	0	—	—	100.00
家電製品	冷蔵庫、テレビ受信機、電子レンジ など	3,101,440	3,405,114	91.08	▲ 4.82	95.90
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブ など	6,819,811	6,929,517	98.42	▲ 0.94	99.36
温水器等		1,284,300	1,284,300	100.00	0.00	100.00
照明		8,268,310	8,766,761	94.31	▲ 1.52	95.83
自動車等	自動車、乗用車用タイヤなど	102,338,031	137,411,798	74.48	▲ 17.17	91.65
消火器	消火器	4,281,042	4,281,042	100.00	0.00	100.00
制服・作業服	制服、作業服、帽子、靴	59,396,379	92,668,899	64.10	▲ 17.71	81.81
インテリア・寝装寝具	カーテン、毛布、ふとんなど	1,729,961	2,081,500	83.11	▲ 10.46	93.57
作業手袋	作業手袋	1,153,275	1,263,574	91.27	8.55	82.72
その他繊維製品	ブルーシート、旗、のぼり、幕類 など	2,720,503	2,738,889	99.33	7.93	91.40
設備	燃料電池、日射調整フィルム など	0	0	—	—	100.00
災害備蓄用品	レトルト食品、一次電池など	58,148,670	58,283,158	99.77	0.02	99.75
公共工事	製材(製材、集成材、合板、単板積層材) など	24,040	24,040	100.00	27.47	72.53
役務	印刷、庁舎管理、クリーニング など	262,824,825	271,775,862	96.71	1.39	95.32
合計		787,456,570	873,916,589	90.11	▲ 3.99	94.10

環境法令を遵守した庁舎管理業務

・チェック時期は、①年度当初、②法令等の改廃等により基準等が変更したとき、③施設や設備の新設又は改築や変更が発生した場合

設置名称	関係法令	点検施設数	異常施設数
ボイラー(冷温水発生機)	・大気汚染防止法 ・(市町村火災予防条例)	22	0
廃棄物焼却炉	・大気汚染防止法	8	0
	・ダイオキシン類対策特別措置法		
	・悪臭防止法		
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・大分県廃棄物の適正な処理に関する条例 ・(市町村火災予防条例)		
非常用発電機(ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関)	・大気汚染防止法 ・電気事業法 ・(市町村火災予防条例)	54	1
毒物・劇物	・毒物及び劇物取締法	64	0
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
	・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出)		
貯油施設	・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出)	43	0
	・水質汚濁防止法(貯油施設)		
	・高圧ガス保安法		
	・(市町村火災予防条例)		
排水処理施設	・水質汚濁防止法 (貯油施設除く)	18	0
	・瀬戸内海環境保全特別法		
	・ダイオキシン類対策特別措置法 ・河川法施行令		
	・大分県生活環境の保全等に関する条例		
公共下水道に排水する施設	・下水道法	15	0
浄化槽	・浄化槽法	164	1
業務用冷凍空調機器 (業務用エアコン、冷凍機等)	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	70	2
送風機	・騒音規制法	2	0
圧縮機	・振動規制法	1	0
産業廃棄物	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	68	0
	・大分県廃棄物の適正な処理に関する条例		
PCB廃棄物	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	4	0
計		533	4

COP24の結果について

平成30年12月
環境省地球環境局

国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24） 結果概要

（1）パリ協定の実施指針の採択

- **パリ協定の精神に則り、二分論によることなく、すべての国に共通に適用される実施指針を採択。**
- 緩和（2020年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法）、透明性枠組み（各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度）、資金支援の見通しや実績に関する報告方法などについて規定（参考2）。
- 市場メカニズム（二国間クレジット制度（JCM）等の取扱い等）については、根幹部分は透明性枠組みに盛り込まれた。なお、詳細ルールは次回COPにおける策定に向けて検討を継続。
- 我が国は、COP議長や主要国など13か国及びEUとのバイ会談等を積極的に実施するとともに、パリ協定の実施指針採択に向けた議論に積極的に参加し、先進国と途上国の二分論の回避に貢献。

（2）日本の取組をアピール

- 4年連続の排出削減、衛星「いぶき」による世界の排出量把握への貢献、「地域循環共生圏」の構築などを、政府代表演説やバイ会談など**あらゆる機会**で発信。日本の取組や技術について高い評価を受けた。
- 海洋プラスチック対策の実効ある枠組みを、来年のG20で構築していくことについて、米国、中国などと意見交換。各国の理解と賛同を得た。

（3）米国の交渉参加と評価

- 米国のパリ協定に対する態度は変わらないものの、国益を重視する観点から積極的に交渉に参加した。
- 米国国務省は、「米国は、交渉の成果に留意し、米国交渉官の努力に感謝する。交渉成果は、米国の経済的競争相手に対し、1992年以来米国が満たしてきた基準に沿った形での排出量の報告を課すための重要な一歩である。」と15日に発表。

COP24の結果詳細①

(1) ハイレベル・イベント等を通じた我が国の取組の発信

■ タラノア対話への貢献

※タラノアとは、COP23議長国であるフィジーの言葉で、包摂性・参加型・透明な対話プロセスを意味する。

➤我が国からは、原田環境大臣が出席し、

- ①日本が「環境と成長の好循環」を実現する世界のモデルとなること、
- ②温室効果ガス観測技術衛星「いぶき2号」をはじめ、日本が世界の気候変動対策に積極的に貢献していること、
- ③日本が4年連続で温室効果ガス排出量を削減したこと、等のメッセージを発信した。



タラノア対話の閣僚級円卓会議

- その他各種ハイレベル・イベント等においても、上記メッセージを一貫して発信。

- ジャパンパビリオンにおいて、「日本の気候変動対策支援イニシアティブ2018」をはじめ、我が国の取組や貢献を紹介するイベントを多数開催。



ジャパンパビリオン

2

COP24の結果詳細②

(2) 閣僚級ステートメント

- 原田環境大臣から、COP24におけるパリ協定の実施指針採択に貢献するとの強い決意を表明。
- また、日本が世界の脱炭素化を牽引するとともに、「環境と成長の好循環」を実現する世界のモデルとなるべく取組を進めること、脱炭素化とSDGsを実現するため、「地域循環共生圏」という将来ビジョンを構築したこと、等を表明した。
- さらに、パリ協定の着実な実施のため、資金、能力開発及び技術開発・移転を通じた支援を継続していくことを表明。
- 2020年における1.3兆円の支援の着実な実施、二国間クレジット制度(JCM)の推進、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき2号」による科学的知見の提供、IPCC第49回総会の京都での開催等に言及した。



原田大臣の閣僚級ステートメント



いぶき2号(GOSAT-2)

3

COP24の結果詳細③

(3) 二国間会談等の実施

- 原田環境大臣は、COP24議長及び13か国、1地域（EU）、8団体と会談を行った。
- クリティカCOP24議長と会談、交渉の妥結に向けた意見交換を行い、指針の合意に貢献。
- 主な交渉国・グループの代表である、米国、EU、モルディブ、中国、エチオピア 等) との会談を実施。パリ協定実施指針採択に向け、強く働きかけを行うとともに、気候変動分野での協力等について意見交換を行った。
- 米国は、ガーバー国務次官補代理と会談。パリ協定参加の有無にかかわらず、米国が引き続き、温室効果ガスの削減と経済成長を達成し、世界をリードするとの従来どおりの方針を確認。
- G20各国に対しては、海洋プラスチックに関して、来年のG20では、途上国を巻き込んだ地球規模での実効性のある枠組みを構築したい、引き続きよく連携していきたいことを伝え、各国の理解と賛同を得た。
- さらに、We Mean Businessなど、気候変動対策に熱心な非政府主体とも意見交換を実施。さらなる温暖化対策の推進へ期待を表明した。

4

(参考1) COP24について

○日程・場所：2018年12月2～15日、ポーランド・カトヴィツェ

○我が国出席者：原田環境大臣、環境・外務・経済産業他各省関係者
出席者総数：約18,420人（非政府主体を含む）

○主要議題

(1) パリ協定の実施指針

- 緩和・適応・支援に関する情報提供方法等、パリ協定を2020年以降に実施するための包括的かつ詳細なルールに関する交渉。

(2) タラノア対話等のハイレベル対話

※タラノアとは、COP23議長国であるフィジーの言葉で、包摂性・参加型・透明な対話プロセスを意味する。

- パリ協定の目標達成に資する世界中の優良事例の共有、気候資金の動員、2020年までの取組に関する対話

(3) グローバルな気候行動の推進

- 世界規模で国、自治体、企業など、全ての主体の取組の促進



パリ協定実施指針の採択時

5

(参考2) パリ協定実施指針の概要

➤ 緩和（パリ協定4条に関する事項）

- 各国の削減目標（NDC）の理解を促進するため、各国に提出が義務付けられる情報（目標、期間や基準年における定量データ等）を規定（各NDCに当てはまる情報のみ提出）。
- NDCに関して、温室効果ガス排出量・除去量の算定（アカウンティング）を行う際に従うべき原則を規定。

➤ 適応（7条）

- 適応報告書に記載する事項として、気候変動の影響、リスク、政策・計画、途上国に対する支援、適応計画の進捗、課題、優れた取組などを列挙（選択は任意）。
- 途上国の適応ニーズの評価、適応努力の認識、制度的措置のレビュー、適応支援の動員促進、適応と支援の妥当性と有効性の検証の方法論を定めた。

➤ 資金（9条）

- 気候資金の支援見通しや支援実績に関する報告方法について、各国の裁量を確保した形で透明性のある報告システムを規定。
- 2020年から2025年以降の長期資金目標を検討する。

6

(参考2) パリ協定実施指針の概要

➤ 透明性枠組み(13条)

- 各国の削減目標（NDC）の進捗・達成状況の確認に必要となる情報等を規定。
- 能力が不足する国に対して柔軟性を付与する項目や柔軟性の内容について規定。
- 各国の報告内容のうち、レビューする対象や実施方法について規定。

➤ グローバル・ストックテイク(14条)

- パリ協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体としての進捗状況評価のため実施する、5年毎の定期的な検討の実施手法（スコープや技術的・政治的検討の手法や成果物など）について規定。
- 当該検討実施に際し必要とされる情報のリストや情報提供機関や検討に向けた提供方法の特定について規定。

7

背景

2018年11月19日時点

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

- リデュース等**
 - ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
 - ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
- リサイクル**
 - ▶ プラスチック資源の分りやすく効果的な分別回収・リサイクル
 - ▶ 漁具等の陸域回収徹底
 - ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
 - ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
 - ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
- 再生材
バイオプラ**
 - ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
 - ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
 - ▶ 循環利用のための化学物資含有情報の取扱い
 - ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
 - ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**2.5%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリサイクル・リユース
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策

- ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
- ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底)
- ▶ 海岸漂着物等の回収処理
- ▶ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)

海洋プラスチック ゼロエミッションへ

国際展開

- ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

基盤整備

- ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
 - ▶ 資源循環関連産業の振興
- ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
 - ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
- ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの影響、流出状況、流出抑制対策）
 - ▶ 海外展開基盤
- ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**